

日本DPO協会第12回オンライン例会
「DX時代における企業のプライバシー
ガバナンスガイドブックver.1.2について」

2022年3月24日(木)15:00~16:00
あいさつ「プライバシー保護責任者への期待」

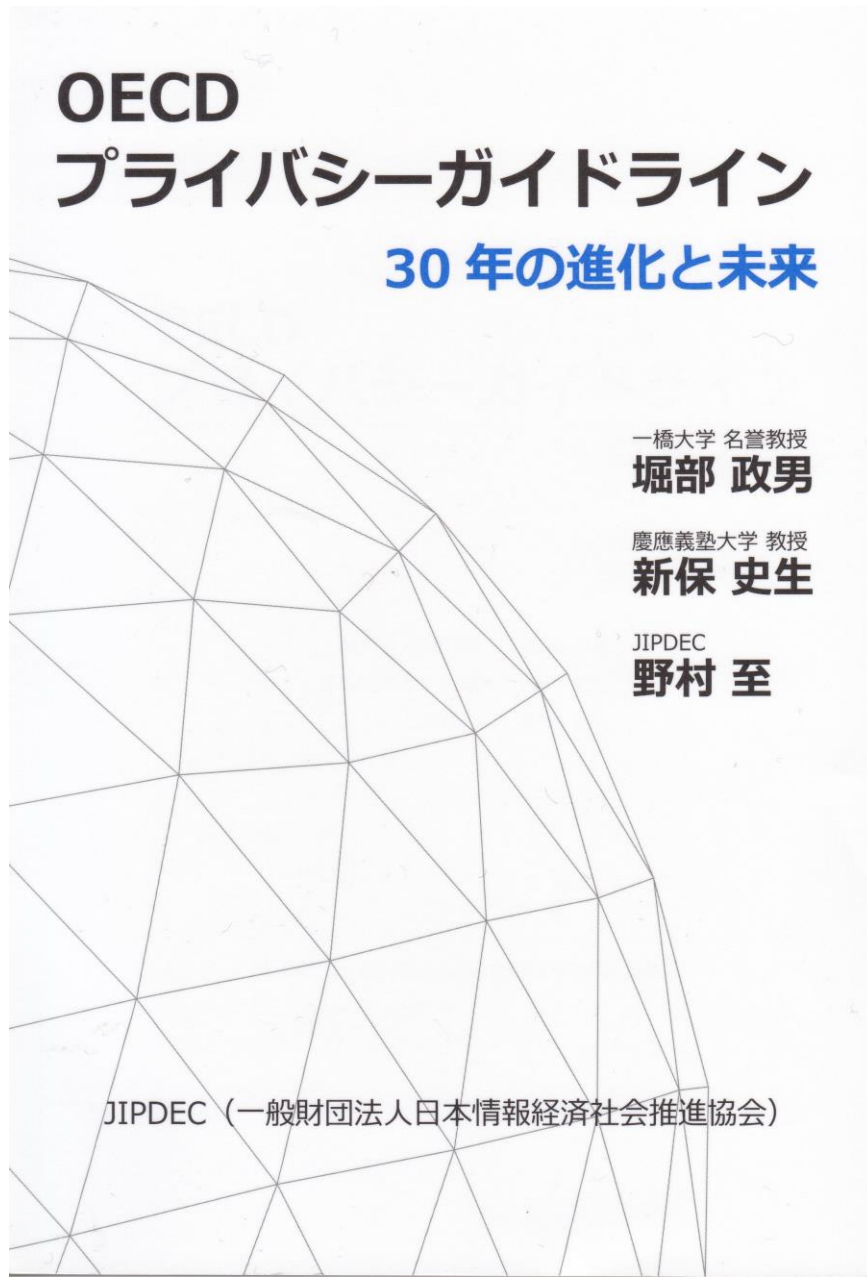
一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

プログラム

- 1. 堀部政男 当協会代表理事 あいさつ
『プライバシー保護責任者への期待』(5分)
- 2. 野村 至 様 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐
『プライバシーガバナンスガイドブックの改版にあたって』(5分)
- 3. 呂 佳叡 様 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課
専門職
『プライバシーガバナンスガイドブックver1.2のご紹介』(35分)
- 4. 質疑応答 (15分)



- 共著者
- 2014年5月23日発行
- 第1章 1980年OECDプライバシーガイドラインと日本
- OECDプライバシーガイドライン (1980年9月23日)
- 第2章 OECDプライバシーガイドライン改正の背景
- ガイドライン改正 (2013年7月11日)
- 第3章 OECDプライバシーガイドライン改正の詳解

プライバシー保護責任者

- 3.2. プライバシー保護責任者の指名
- 21頁注27) ここでいう**プライバシー保護責任者**は、一般データ保護規則(GDPR)でいうところの、利益相反規定において、強い独立性が担保されている、**データ保護オフィサー**(DPO: Data Protection Officer)とは必ずしも同じものとは限らない。DPOは組織内において個人データの取扱いの目的及び方法を定めることにつながる地位(役員等)に就けないとされているが、プライバシー保護責任者は組織内において個人データ処理の目的及び手段の決定に関与する権限のある役職(役員クラス)が担うことで効果的に機能する場合もありうる。企業に特有の組織構造に応じて、適切な立場の者を**プライバシー保護責任者**として指名することが望ましい。
- ver1.2は、具体的事例をあげているなど、より分かりやすくなっている。

事例：トヨタ自動車 Chief Privacy Officer（CPO）の指名

- トヨタ自動車株式会社では、お客様に寄り添ったプライバシー保護を実現するため、全社横断的なガバナンス体制を構築し、Chief Privacy Officer（CPO）を指名した。CPOの下、プライバシーリスクに応じて主要な業務分野（品質保証・販売店・コネクティッドカー・金融・開発・人事・システムセキュリティ等）を特定し、分野ごとにプライバシー保護対応の責任者を指名した。
- また、CPOを議長とするプライバシーガバナンス推進会議を設置して定期的に会議を開催し、各分野におけるプライバシー保護対応の内容や、プライバシーに関する全社共通の課題、消費者とのコミュニケーション等の重要事項について、共有し検討を行う。加えて、プライバシー保護に影響する重要事案が発生した際には、各事業部門から報告を受けたプライバシーガバナンス推進部署が速やかに事象を把握し、具体的な対応策を検討の上、CPO及び経営層に報告し対策を講じるよう、取り組んでいる。プライバシーガバナンス推進会議に対しては、外部有識者による専門委員会である「アドバイザリーボード」が助言を行う。

事例：ヤフー 最高データ責任者（CDO）、 データ保護責任者（DPO）の指名

- ヤフー株式会社では、法令を遵守しプライバシーに配慮したデータの利活用を推進するために、最高データ責任者（Chief Data Officer/CDO）を指名した。CDOの下、サービス単位でデータ利活用とプライバシー保護の両面に対応する（Data Director/DD）を指名した。さらに、データ保護の取組について、利用者や社会の視点で、独立した立場から適正性に関する助言・監視・評価を行う、**データ保護責任者（データ・プロテクション・オフィサー、Data Protection Officer/DPO）**を指名した。
- 事業部の事案に係るプライバシー保護の対応については、事業部門の担当者が法務部門に相談し、法務担当者から必要に応じて法務部門内のプライバシー対応チームに相談して、同チームが検討して回答する。DPOは、判断の過程とその内容が適切かを検討する。
- 全社的に影響を与える事案については、各サービスのDDの会議体であるDD会で検討した内容を、CDOへ付議する。DPOは、CDOが適切に決裁をするために必要な助言を行う。